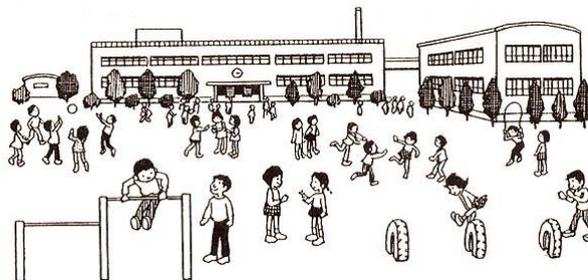


## 4 様々な課題への対応



### (1) いじめへの対応

#### 「いじめ」とは・・・？

「いじめ防止対策推進法」では「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されています。

「いじめ」の態様としては、以下のようなものがあります。

「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」「仲間はずれ、集団による無視をされる」「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」「金品をたかられる」「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」等

「いじめ」は、深刻かつ重大な社会問題であり、学校・家庭・地域が連携して、その解決に向けて取り組まなければならない重要な問題です。子どもたちが学校や地域という集団生活の場で、よりよい人間関係（友人関係）を築けるよう、日頃から子どもたちを支援し、援助するとともに、一人ひとりが人権感覚をより高め、日々の生活に生かしていけるようにすることが大切です。

#### いじめの早期発見チェックポイント

- 表情がさえず、おどおどした様子が見られる。
- 持ち物をひんぱんになくしてくる。
- 教科書やノートにいたずらをされて帰ってくる。
- いろいろと理由をつけて、お金をたびたび要求する。
- 衣服を汚してきたり、あざや傷をつけてきたりする。
- 家族の些細な言葉にイライラしたり、反抗したりする。
- 登校をしぶったり、早退や欠席したりすることが多くなる。
- 家族を避け、何か隠しているような気配が感じられる。
- TV・ゲーム等の一人遊びに夢中になり、外出が少なくなる。
- よく電話がかかってきて、困っている様子がうかがえる。
- 体のあざや傷を隠すためお風呂に入るのを嫌がるようになる。
- 学習意欲をなくし、学校の成績が急に悪くなる。
- 頭痛・腹痛等をよく訴えるが、特に異常がない。
- スマートフォンや携帯電話でのやりとりで気になる様子がある。

## 子どもの変化に気づいたら次のような対応をしてみましょう！

### (1) 自分の子どもの声をじっくり聴きましょう！！

- ①日頃から子どもに話しかけ、**表情や返ってくる言葉**に気を配りましょう。
- ②どうしても話を聴くことができないときには、**後から話を聴く機会**を作るように工夫しましょう。
- ③話を聴くときは、うなずきながら子どもの言葉に**しっかりと耳を傾け**ましょう。
- ④じっくりと聴くことが「**安心**」「**信頼**」を**与えること**であると自覚しながら、最後まで話を聴きましょう。

### (2) 自分の子を見守り、理解し、支えましょう！！

- ①家族の人間関係を大切に**憩い安らげる家庭づくり**に努めましょう。
- ②日頃から声かけするとともに、**悩みを共感**したり、**必要に応じてアドバイス**したりしましょう。
- ③日常の子どもの言動の中から、**いじめの兆し**を見逃さないように努めましょう。

### (3) いいことはいい、ダメなことはダメとしっかり伝えましょう！！

- ①兄弟姉妹がいる場合は、**比較するのではなくそれぞれの子どもががんばっているところをほめ、お互いが手本となる関係づくり**になるようにしましょう。
- ②社会で許されないことは、**親として断固として許さず、間違った価値観は通らないこと**を教えましょう。
- ③親自身が、**大人としての言動に責任を持ち、ごまかしたり意地を張ったりしない**ようにしましょう。

### (4) 子どもが生活の主体者になれる場を見つけ、体験をさせましょう！！

- ①いろいろな体験を積ませることによって、**自ら考え、問題を解決する力**をつけるようにしましょう。
- ②部活動、クラブ活動、ボランティア活動、地域行事等、**年齢の異なる人々とのふれあい**を通して、年上の人から学んだり、年下の人への面倒を見たりして**豊かな人間関係を築けるような土壌づくり**に努めましょう。

### (5) 規則正しい生活習慣づくりに努めましょう！！

- ①心の安定は、**安定した生活から生まれる**ものであり、家族みんなで**早寝、早起き、朝ごはん**に心がけ、**規則正しい生活を送り**ましょう。
- ②できるかぎり一緒に食事をする等、**親子で過ごす時間**を大切にしましょう。

### (6) 学校と一緒に動き、協力して解決にあたりましょう！！

- ①日頃から子どもの言動や表情に留意し、**気になることや心配なことは、早めに学校の先生に相談**しましょう。
  - ・加害の場合 … 直接いじめに関係しているかはわからなくても、**気になる言動があれば、まずは学級担任に相談**しましょう。
  - ・被害の場合 … 子どもが学校の先生には知られたくないという場合でも、**子どもの様子を見守りつつ学校に相談**しましょう。その場合、「**知られたくない**」という子どもの思いは必ず学校に伝えておきましょう。
- ②**子どものケアを最優先**にして、学校と一緒に**いじめ問題の解決**に努めましょう。
- ③**いじめを許さない環境**をつくりましょう。

### (7) 地域で子育てを支えあう、PTA活動を促進しましょう！！

- ①PTAで呼びかけたり、研修や講演会等に積極的に参加したり、**フォーラムを計画**したりして、**保護者全体でいじめをなくす機運**を高めましょう。
- ②日頃から保護者同士が**連携に努め、みんなで子どもを育てる環境づくり**に努めましょう。

★いじめ等の相談窓口が開設されています。(詳細 18ページ) 一人で悩まず、相談できる場所があることを親子で共有しましょう。 ※匿名可、秘密厳守で専門の相談員が相談にお答えします。まずはお電話を。

## (2) スマホ・ケータイ・ネットへの対応

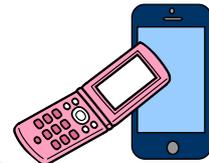


### 『大人も学び、子どもを守りましょう!!』

子どもたちがスマホやケータイ、パソコン等を介してインターネットを利用し、トラブル・犯罪に巻き込まれる事件が増加し、子どもの心身が危ぶまれています。スマホ・ケータイ等は大変便利なものですが、多くの「危険性」もはらんでいます。家庭では、その「危険性」を教え、スマホ・ケータイやインターネット利用のルール、マナーについて親子で十分に話し合うことが大切です。また、苦手な分野だからと敬遠せず、保護者が進んで新しい知識を身につけるように努めることも大切です。

### ①実態を正しく知ることが第一歩です！

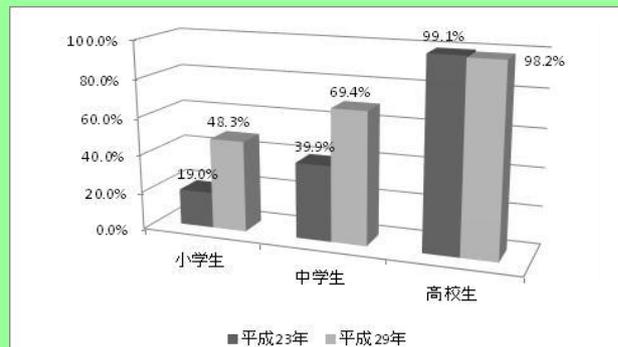
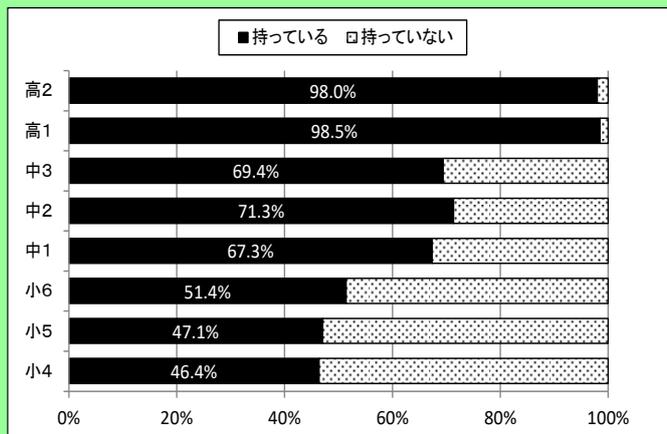
#### ◎子どもたちに広がるスマートフォン・携帯電話



〈平成 29 年度 小中高生を対象としたスマートフォン等利用実態調査結果より(滋賀県警察本部少年課)〉

#### ①スマホ・ケータイの所持率は？

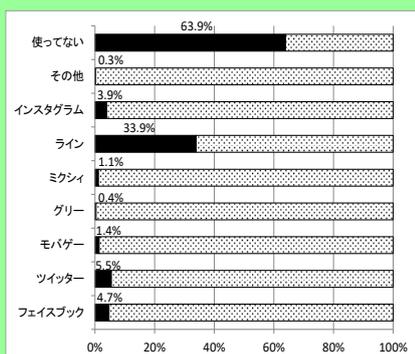
小学生の約 5 割 (48.3%)、中学生の約 7 割 (69.4%)、高校生のほとんど (98.2%) がスマートフォン・携帯電話を所持しています。



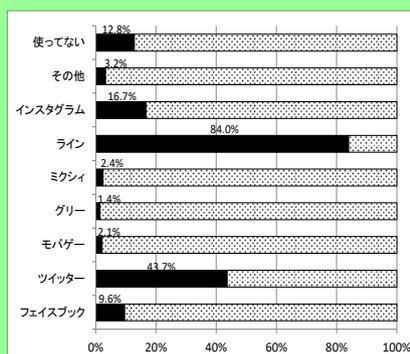
平成 23 年に少年課で実施した保護者対象の調査結果と比較すると、小中学生で倍増しています。

#### ②SNS (ソーシャルネットワーキングサービス) の利用は？

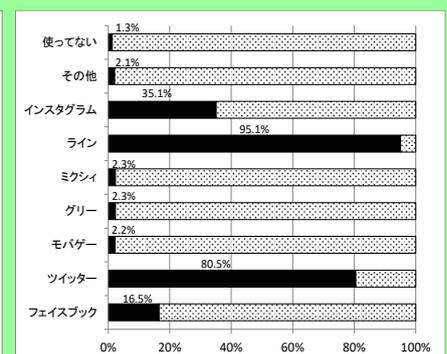
スマートフォン・携帯電話で SNS を利用しているのは、小学生が約 4 割 (36.1%)、中学生が約 9 割 (87.2%) で、高校生はほとんど (98.7%) が利用しています。



【小学生 SNS 利用状況】



【中学生 SNS 利用状況】



【高校生 SNS 利用状況】

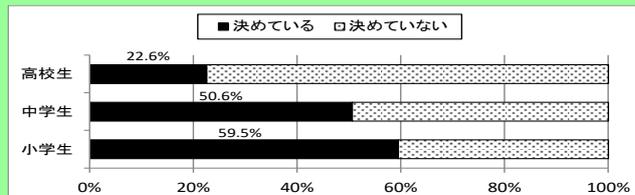
### ③ SNS での困りごとの経験は？

SNS における困りごと経験を男女別で見ると、小学生は男子 2.6%、女子 6.2%、中学生は男子 6.9%、女子 15.5%、また、高校生では男子 8.7%、女子 12.1%となっており、いずれも男子より女子の方が多くなっています。全体でおよそ 10 人に 1 人が SNS で困りごとを経験しています。

全国で SNS やコミュニティサイトを利用して犯罪被害に遭う児童が年々増加傾向にあります。全国調査では、被害にあった児童の多くは、SNS 等の危険性について保護者から注意を受けていませんでした。SNS 等で知り合った人に個人情報を教えたり、写真を送ったりすること、また、安易に出会ったりすることはとても危険であること等について、お子さんに注意を促しましょう。お子さんとコミュニケーションをとりながら、SNS 等の使用状況を確認することも大切です。

### ④ 家庭でのルールづくりは？

スマートフォン・携帯電話の使用に際し、家庭でのルールづくりをしているのは、小学生で 59.5%、中学生で 50.6%、高校生では 22.6%となっています。



#### ◎ 子どもたちの基本的な利用スタイル

- 友だちとの連絡手段は通話よりメール - 携帯やスマホは通話のための端末ではない
- インターネットやメールは携帯やスマホから - 「自分専用」のパーソナル性の高い機器をよく利用
- 隙間時間にブログや SNS を閲覧、更新 - 友だちと「常につながっていたい」欲求が高い傾向に

子どもたちの使い方は発信型・参加型（受信型・閲覧型の大人とは正反対）

（出典：「子どもたちのインターネット利用について考える研究会」作成「保護者のためのインターネットセキュリティガイド」より）

## ② こんなトラブルが起きている！

◎ **トラブルの事例** 以下（出典：「インターネットトラブル事例集(2022年度版)」より(総務省)）

【スマホゲームのパスワードの管理】  
アイテム購入は数回なのに高額請求

【原因】  
スマホのゲームに夢中の F くん。認証パスワードはお母さんが管理しているため、ポイントやアイテムが欲しいときは相談して解除してもらっていました。

【結果】  
ある月、十数万円の請求が来て大慌て。スマホの認証方法を確認すると、パスワード入力後 30 分間はパスワードの再入力不要の設定になっていました。

【軽率な行動（違法行為）】  
個人や学校などへの脅迫行為や犯行予告

【原因】  
嫌がらせのつもりで、日時・場所を指定し、「友人 H を暴行しよう」とネットの掲示板で呼びかけた I くん。もちろん、実行する気などまったくありませんでした。

【結果】  
投稿を読んだ人が警察に通報し、警察はパトロールすると共に掲示板への書き込みの記録などを調査。I くん の投稿と判明したことから、自宅に警察が・・・。

### 子どもにスマートフォンを持たせる前に

～保護者自身が意識して行動したいこと～

まずは  
チェック！

スマートフォンを操作できる。（資料や情報などがあれば簡単な設定も自分でできる。）

情報モラルやフィルタリングについての基礎知識がある。

スマートフォンの正しい利用を態度で示すことができる。

スマートフォンの使用目的や使い方について、子どもと話し合うことができる。

スマートフォンの利用ルールを子どもと一緒に考えて決めることができる。

家庭内で決めたルールを定期的に話し合い、適宜見直すことができる。

### ③保護者としてできることを考えましょう！

保護者同士の情報  
交換も大切です！

#### ネット上のいじめへの対応

- ①スマートフォン・携帯電話は、学校における学習生活に直接**必要のないもの**であるので、子どもにスマートフォン・携帯電話を与える前に、**本当に必要かどうか**をよく検討しましょう。
- ②子どもに使わせる場合には、フィルタリングサービスを利用し、ルールやマナーの指導も必ず行うとともに、**保護者の責任**において管理しましょう。

※現在「青少年インターネット環境整備法」という法律では、保護者は18歳未満の子ども  
のインターネット利用状況を適切に把握するとともに、フィルタリングの利用等によりイン  
ターネット利用を適切に管理することなどに努めなければいけないと規定されています。

- ③インターネットやスマートフォン・携帯電話に関し、例えばSNSを使った誹謗  
中傷や仲間外し、不適切画像の掲載等、子どもが様々な問題に巻き込まれ、**加害  
者にも被害者にもなっている現実**や、「ネット依存」や「不健全な人間関係」等  
の**弊害も生じている**ことを理解しましょう。
- ④子どもの様子を把握し、気になることは躊躇せず**学校に相談**しましょう。また、  
ネット被害等深刻な場合は、最寄りの**警察署の生活安全課**や**法務局人権擁護課**  
等に相談しましょう。
- ⑤家族で機会をとらえて、「**公共のマナー**」、「**権利と責任**」、「**危険回避の仕方**」  
等について話し合しましょう。
- ⑥常に進化するスマートフォン・携帯電話の**機能や操作方法等**に関心を持ち、**理解  
に努め**ましょう。
- ⑦**学校やPTAが企画する研修会等**には積極的に参加し、新しい情報や対策につい  
て理解するようにしましょう。

〈ストップいじめアクションプラン（平成30年4月改訂版）より〉

※「滋賀県青少年の健全育成に関する条例」には、青少年がインターネットを適正に利用するための  
保護者の努力義務が規定されています。

#### 第20条の2

3 保護者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアまたは青少年有害情報フィル  
タリングサービスの利用、インターネットの利用に関する健全な判断能力の育成その  
他の適切な方法により、青少年がインターネットを適正に利用できるように努めなけ  
ればならない。

☆「スマホ・ケータイ・ネットへの対応」で引用した情報の詳細は以下のホームページでご覧になれます。

#### ◇内閣府ホームページ

[https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/net-jittai\\_list.html](https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/net-jittai_list.html)

#### ◇総務省ホームページ

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/kyouiku\\_joho-ka/jireishu.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html)

#### ◇「子どもたちのインターネット利用について考える研究会」のウェブサイト

<https://www.child-safenet.jp/>

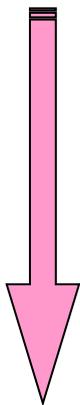
# (3) 不登校の理解と対応

「不登校児童生徒」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」によるものを除く。）と定義しています。

平成 28 年に公布された「教育機会確保法（※）」を受けた基本指針や通知等によると、状況によっては休養が必要な場合があることに留意し、登校という結果のみを目標にするのではなく、社会的に自立することを目指す支援を行うことが大切だとされています。

※「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の略称

☆不登校の背景、きっかけ、心の動き等は様々で、単純に判断せず子どもの心に寄り添いながら理解していくべきものですが、以下のようなことも考えられます。



## 背景

生活体験や集団での活動不足、地域での遊びの減少、人とのつながりの弱さ、ストレスの増大等

## きっかけ

学校のこと：学校生活があわない、友人関係がうまくいかない、勉強が分からない等  
家庭のこと：家庭内の環境の急激な変化等  
本人のこと：身体的なこと、病気等

## 心の動き

『学校に行かなければ』と思っても行けない、学校に心の居場所がない等

## 子どもにこのような様子が見られませんか？

### 不登校の早期発見チェックポイント

- 朝起きるのが遅くなり、ふとんからなかなか出てこない。
- 着替えやトイレに必要以上に時間をかける。
- 朝食の時、表情が暗かったり、食が進まなかったりする。
- 登校時間になると、頭痛・腹痛・発熱などを訴える。
- 月曜日や休み明けなど、特定の曜日に学校に行きたがらない。
- 夕方や休みの日になると、活動が活発になる。
- 夜遊び、夜ふかしが増え、朝起きられないことが多くなる。
- 学校や勉強のことを言うと、ひどく不機嫌になる。
- 部屋に閉じこもりがちになる。
- わざと憎まれ口をきいたり、嫌がるようなことをしたりするようになる。

## 心のふれあう家庭をめざし・・・

- ① 何でも話せる家庭の雰囲気を作りましょう。
- ② 子どもの言い分をしっかりと受けとめましょう。
- ③ 基本的な生活習慣をしつけましょう。
- ④ 地域とのきずなを深めましょう。

不登校はどの子どもにも起こり得るものです。子ども自身が悩んだり傷ついたりしているということ、保護者も大きな不安や悩みを抱えているということを深く理解することが必要です。

左の①～④に、個々の家庭だけでなく、PTAでも取り組んでみませんか。

## (4) 人権教育の推進

「すべての人の人権が守られ、安心して暮らせる社会の実現」を目指していくためには、日常生活の中にある様々な人権に関する課題を他人ごととせず、自らの生き方と結びつけて考えることが必要です。

私たち大人自身が当事者意識を持って、人権問題の解決に向け、自ら学び、自ら考え、自ら行動する姿を見せることにより、子どもたち自身も差別の現実に気づき、その解決に向けて自分たちにできることは何かを考えることができるようになるでしょう。

子どもの健全育成を目的とするPTA活動において、人権問題について学び合い、人権に対する意識を高めることは、欠かすことのできない重要な内容の一つです。

そこで、PTAで取り組む学習内容の例や学習の進め方についてご紹介します。

### (1) PTA人権学習の内容(例)

- ア 子どもの人権問題(いじめ、虐待等)
- イ 家庭・地域・学校・企業での人権教育
- ウ 身の周りにおける差別や偏見
- エ 同和問題の歴史とその解決への取組
- オ インターネットと人権
- カ 多様な性に対する理解
- キ コロナ禍における人権問題



### (2) 多様な学習の進め方

～人権問題を自分の問題として考えるために～

人権問題に関する学習において、正しい知識を学ぶこととあわせて、心や技(スキル)をバランスよく学習することが大切です。人権意識を高め、自らの行動につなげることで、一人ひとりの人権が尊重される社会づくりにつながります。

PTA活動においては、学習者を中心にしながら、学習者のお互いの気づきや考えを共有し、人権に関する行動力と意欲を高めようとする参加型体験学習(ワークショップ)の手法をぜひお取り入れください。親同士が楽しく交流することを大切にするとともに、目的やねらいをはっきりさせた講演会やビデオの視聴、現地研修・フィールドワーク等と組み合わせると効果的な学習を進めることができます。

学習の進め方については、人権学習の手引書である人権教育啓発冊子「社会教育における人権学習の手引 波紋」(滋賀県教育委員会発行)を参考にしてください。

資料等は、滋賀県学習情報提供システム「におねっと」

(<https://www.nionet.jp/>) からダウンロードできます。

また、ビデオ・DVDの貸出も行っていますので、ご活用ください。

